

平成30年度（2018年度）NGO・外務省定期協議会
「第3回ODA政策協議会」

議 事 録

2019年2月25日

（独法）国際協力機構 横浜センター 1階会議室 1

平成30年度（2018年度）NGO・外務省定期協議会
「第3回ODA政策協議会」
議事次第

日 時：平成31年2月25日（月）14:00～16:00

場 所：（独法）国際協力機構 横浜センター 1階会議室1

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項

- （1）日本NGO連携無償資金協力における一般管理費拡充
- （2）「ワン・ワールド・フェスティバル」における外務省の参加とNGO向けプログラム「NGO支援制度説明会」の開催報告
- （3）アジア健康構想におけるODAの役割について
- （4）プロサバンナ事業に関する報告

3. 協議事項

- （1）OECD-DACにおける最近の議論と日本の対応

4. 閉会挨拶

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

みなさん、こんにちは。定刻になりましたので、2018年度第3回ODA政策協議会を開催いたします。私は今日の司会を担当します、名古屋NGOセンターの西井と申します。よろしくお願いいたします。

●菅野（外務省国際協力局民間援助連携室課長補佐）

みなさん、こんにちは。外務省国際協力局民間援助連携室の菅野と申します。今日は西井さんと一緒に司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

お手元の配布資料をご確認ください。一部の方に報告事項（1）日本NGO連携無償資金協力における一般管理費拡充の議題提案書が入っていないかもしれません。もしおられましたら、事務局の方へお声かけください。よろしくお願いいたします。

それから1枚めくっていただいて、2枚目に参加者リストが入っていますが、遅がけにお申し込みされた方が2名いらっしゃいます。その方たちのお名前が名簿の中にありません。お詫びをさせていただきます。世界の医療団の米田さんとワールドビジョン・ジャパンの今西さんです。

始まる前にお願いしたいことがあります。この会議での発言はすべて記録されまして、逐語の議事録として、後日、外務省のホームページで公開されますので、発言の際は挙手をして所属とお名前を名乗ってください。また、時間も限られておりますので、手短にご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に冒頭の挨拶を、今回開催にあたりましてご協力いただきました、特定非営利活動法人横浜NGOネットワーク理事長の斎藤さん、よろしくお願いいたします。

●斎藤加藤（横浜NGOネットワーク 理事長）

みなさん、こんにちは。開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。地方開催ということで、横浜にいらしていただいて、ありがとうございます。横浜を地方と呼ぶのは微妙なところもありますが、横浜は港として歴史があります。開港160年を迎えるということですが、横浜の歴史は150年間の日本の歴史の、言ってみれば近代国民国家としての歩みと共にある歴史であります。

それ以前は、「むかし思えば とま屋の煙 ちらりほらりと立てりしところ」と横浜市民は皆知っています、横浜市歌にあります。作詞森鷗外ですが、鷗外が「むかし思えば」と歌ったようにとま屋つまりムシロがけの粗末な小屋がポツンポツンとあるような寒村だったということです。これは開港以前の話ですから、開港してからが横浜が実際歴史の舞台に出て来ることと重なるわけです。その間、近代国民国家としての歩みとともに歩んできた街だというふうに私は認識しております。

一言で言ってしまうと、我々も学生時代に明治時代の富国強兵とか習ったと思いますが、横浜の港は軍港であったことは一度もないわけです。鷗外も歌の中に「果なく栄えて行くらんみ代を 飾る宝も入りくる港」と歌っているわけですが、人や物が入って来る貿易港

としての発展を歌に込めているわけです。この間、人と物と文化の交流の外に開いた港として、日本の玄関として共に発展してきたのが横浜でございます。そういうことを改めて考えてみますと、今日のODA政策協議会が横浜に来ていただいて開催していただくということはとても有意義なことだと感じる次第でございます。

会場はこちらのJICA横浜さんですが、我々NGOネットワークですが、NGOも今日何人か来ているのですが、普段からいろいろとお世話になりっぱなしで、お礼申し上げます。ということで、今日は有意義な会議ができたと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

斎藤さん、ありがとうございました。続きまして、国際協力機構横浜センターの所長でいらっしゃる熊谷さんに一言お願いいたします。

●熊谷（国際協力機構 横浜センター所長）

みなさま、こんにちは。ただいまご紹介いただきましたJICA横浜の熊谷と申します。本日はお忙しい中、皆さまJICA横浜にお運びいただきまして、心よりお礼を申し上げます。私は横浜センターに3か月ほど前に着任したところでございますが、実は前の前の部署はJICA中部の所長をしておりました。その時に、ODA政策協議会は時々JICAの諸センターをご活用いただくのですが、前回JICAのセンターをご活用いただいたのが中部で、ちょうど私が中部にいた時でありました。これも何かのご縁かと思ひますし、中部の時には本日司会をされている西井さんにもお世話になりました。こういうご縁をいただいていることにあらためて大変うれしく思いましたしだいです。

私どもJICAの国内拠点では地元の方々との結節点ということで使命をいただいておりますけれども、今斎藤様からお話がありましたけれども、横浜国際協力、国際交流プラットフォーム運営委員会ですとかNGOネットワーク様ですとか様々市の方々、それから横浜市国際協力協会様ですとか、いろいろな団体様ともご縁をいただいております。私ども、NGOさんの他に企業さんですとか大学さんですとか、いろいろな方々とともに様々に草の根技術協力その他の仕組みを用いてご縁をいただいていることにも大変感謝を致しております。

ここJICA横浜は先ほど斎藤さんから横浜の歴史や触れられましたけれども、まさに横浜開港以来移住者の方々もこの港から移住をされて行ったということでそういうご縁がありまして、海外移住資料館を持っております。海外移住資料館を持っているというのは他のセンターにはないJICA横浜ならではの特徴となっております。

本日の議題からそれですけれども、一言述べさせていただきますと、日本人の海外移住の歴史を正しく伝えていくことはこれから重要なことであると思っておりますが、特に入管法が改正になりました今、多文化共生ですとか、海外からたくさん入ってこられる、就労されて日本に来られる方々と正しく向き合っていくためにも非常に重要な視点を提供するための役割りを果たしていかなくてはならないかなと思っております。その意味で特にお子さんなどにもいらしていただきたいのですが、今日皆さま、首都圏以外の地域からも

お越しくださっている方がいらっしゃるのですが、ぜひお子さんに修学旅行などでもいらっしやっただけるといいのかなと思っております。いろんな地域の教育関係の方ですとか旅行社の方をつかもうと一生懸命プロモーションしているところですが、皆さまもよろしければちょっとした宣伝していただくと大変ありがたいかなと思っております。無料でありますので、修学旅行のルートにも組み入れられてもご家庭のご負担にならないのでよろしいかなと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

残念ながら本日は月曜で休館でございますので、本日ご覧いただくことはできないのですが、休館日以外にいらしていただければと思っております。それでは本日の議論が実り多いものになることを祈念いたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

熊谷さん、どうもありがとうございました。それでは議事の方に入っていきたいと思っております。報告事項（１）日本NGO連携無償資金協力における一般管理費拡充ということで、外務省国際協力局民間援助連携室長の佐藤さんをお願いいたします。

●佐藤（外務省国際協力局民間援助連携室長）

外務省の民間援助連携室の佐藤です。よろしくお願いいたします。一般管理費の拡充ということで報告をさせていただきます。この件は去年の3月頃から民間援助連携室の中でいろいろと検討をして来ているところで、我々にとっては非常に長い付き合いになっていきますけれども、その後に去年、河野外務大臣のもとでODA有識者懇談会が開催されて、その中でこの一般管理費の拡充について触れられたということで、一般管理費の検討については有識者懇談会の提言のフォローアップという性格も持っていました。有識者懇談会の件につきましては臨時の全体会合を開いて取り上げたという経緯がありますので、一般管理費については主に連携推進委員会と話すものでありますけれども、こちらでも若干の報告をさせていただければと思ひまして、報告事項として出させていただいた次第です。

実は細かい点につきましてはまだ検討中というふうにはしか申し上げることができないのですが、資料としては前回でもお配りしたのですが、有識者懇談会の提言を配布させていただきました。その中の6ページ、7ページの2、3のところにNGOに関することが出て来ております。特に一般管理費に関しましては3のところで、ページで言いますと7ページのところに出ています。このパラグラフを読みますと、第2パラグラフあたりですが、「これらの観点から、体制強化を目指す意思のあるNGOに対する日本NGO連携無償事業等における一般管理費の引き上げは喫緊の政策課題」という指摘が行われて、かつその下の方に「15%を一つの目安として引き上げを検討すべきである」、その後に括弧して「（引き上げによる成果については事後的に妥当性を検証すべき）」ということが書かれています。

この提言をフォローアップするような形で先ほど申し上げましたけれども、体制の強化を目指す意思のあるNGOに対して一般管理費を引き上げるということ、それから最後の括弧の中ですが、引き上げの成果については事後的に検証するということが書かれていま

す。ですので、今ここのところをどういうふうに制度として作っていくのかというところで一生懸命政府の部内で検討を行っているところです。方向性等々についてはまだ時間を要するので、実はこれだけの報告となるのですが、鋭意我々の方で検討をしているということで、できれば来年度からの実施、運用を目指してがんばっているところです。一般管理費については以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

佐藤さん、ありがとうございます。このことについて、NGO側から質問その他ありましたら、お願いいたします。

●今西（ワールドビジョン・ジャパン支援事業部長）19分40秒

ワールドビジョン・ジャパンの今西と申します。今、佐藤室長からありました連携推進委員会の委員の代表でありますので、一言だけ付け加えさせていただきますと、今佐藤室長から言われたことについてはタイムリーに連携推進委員とともに協議をしていただいております。特に先ほどありました、15%引き上げる際にどのような形で引き上げて行くのか、あるいは事後の検証について、今連携推進委員会でタスクフォースを作りまして、今度3月7日に第3回の連携推進委員会がありますので、その時点で我々としては何らかの進展のご報告いただけるかなと期待はしているのですが、その前ないしは、佐藤室長からありましたように前年度からタスクフォースを作りまして、各テーマごとに逐一実務者レベルで協議をさせていただいています。この一般管理費についても大きなテーマの一つで、実際にどのような形で議論をしていくのか、あるいはNGO側としてどういう要望があるのかということも率直なところを私たちも申し上げさせていただきながら民連室の皆さんとともに、あるいは民連室以外の方にも入っていただきながら協議させていただいて、かなり率直な意見のやり取りをさせていただきながら物事が進んでいると、私どもも認識しておりますので、今度実際に結果が出てきたときには要望もかなり反映した形で出るのではないかなと期待しておりますので、3月7日は何らかの形で新しいニュースが聞けることを期待したいと思います。ありがとうございます。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

今西さん、ありがとうございます。他にNGOの方からありますか。佐藤さんの方から何かありませんか。よろしいですか。はい。そうしましたら、報告事項（1）についてはこれで終わりたいと思います。

二つ目の報告事項です。「ワン・ワールド・フェスティバル」における外務省の参加とNGO向けプログラム「NGO支援制度説明会」の開催報告について、民間援助連携室の佐藤さんをお願いします。

●佐藤（外務省国際協力局民間援助連携室長）

はい。連続で申し訳ありません。外務省民間援助連携室の佐藤です。2月2日、3日にワン・ワールド・フェスティバルが開催され、その中で我々も参加いたしまして、日本のNGOに対する政府資金のスキームについて説明会を開いてきました。これから私が述べることは、

実はこういう議題提案をさせていただきましたけれども、そこに行った感想のようなものをちょっと述べさせていただければと。地方でこういうことを行うということについての感想を述べさせていただければと思います。

まず説明会ですが、外務省のスキーム、JICAのスキーム、JICSのスキーム、さらに加えて関西NGO協議会さんの方から民間の資金を使った助成のスキームがあるということ、みんなこんなスキームがあるということを説明させていただきました。全部で1時間ちょっとだったと思いますが、その中身についてはすでに説明会で言いましたので、ここで入ろうとは思いません。

大阪で行なったのですが、このフェスティバル自体は、私は非常に恥ずかしいと思ったのですが、結構大規模なものが行われていて、すごく立派なものが行われているなというふうに感じた次第です。扇町公園だったのですが、私は学生の頃毎日堺筋線を通っていきまして扇町で降りたことがなかったので初めて降りまして、こんなところがあるんだなと思ったわけですが、非常に立派なもので、屋内の1階と2階に分かれていたのですが、非常に盛況で、私も実はスーツを着て行かないで、普段の格好をしてマスクをしてサングラスをして帽子をかぶって行ったので誰も私と分らないところを行ったのですが意外と盛況で、ああこんな素晴らしいことをやっているのだなと思った次第です。横浜でもこうしたイベント、国際フェスタをやっておられると理解していますが、地方でこうしたイベントを実施する、それに外務省が参加するということは正直言うと楽しいなと思った次第です。

私は実は去年から京都、今回は大阪へ行きましてそれから広島と出張させていただきました。広島は相談員の会議をやらせていただいたのですが、まずそこで思うことは現地のNGOに協力してもらう、今日も横浜NGOネットワークセンターの皆さんにこうしたセットをしていただくということでお世話になっている。そうした普段必ずしも国際協力を行っているのではない方々とお会いする、話を聞くという機会は非常に貴重だなと、そういう感想を持った次第です。

ワンワールドの話に戻りますが、説明会を行った後に、本日今西さんが連携推進委員会から来ておられますけれども、タウンミーティングをやられて、大阪近辺のNGOの方々と話し合いを持つというのを私も参加させていただきました。新幹線の時間があるので少し早く出てしまったのですが、皆さん恥ずかしがっていたのか、最初のうち質問が来なかったのですが、でも自己紹介とかされていくうちにですね、そのうちの一人がJICAの海外青年協力隊の経験者が関西で国際協力のNGOを立ち上げたばかりだというような説明があったり、あるいはスキームに関しても非常に素朴な疑問、なかなか応募しても受からないのですけれども、どうしたらいいのでしょうかですね。そういった話を私が直接お話できるのは非常にいいことだなと思った次第です。

ということで、感想めいた話ですが、これからもこうしたイベント、先ほども言いましたが相談員の連絡会議を地方で行って、そして普段お会いすることのない人ともお話ができるという機会が今後たくさん持てたらなあと思った次第です。ちょっとワン・ワール

ド・フェスティバルから離れましたが、ワン・ワールド・フェスティバルに行って、実際に説明会を開いて思った感想を述べさせていただきました。以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

はい。ありがとうございました。佐藤さんがワン・ワールド・フェスティバルに参加された感想をお聞きしました。ありがとうございました。NGO側から質問はありますか。はい、どうぞ。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

関西NGO協議会の加藤でございます。佐藤室長他、外務省の皆さんワン・ワールド・フェスティバルにお出でいただきまして本当にありがとうございます。実行委員会を構成しております団体の一つとしてお礼申し上げます。いつも協力をありがとうございます。

私どもとしてもワン・ワールド・フェスティバル・フォー・ユースということで高校生向けのスピノフイベントも毎年12月にやっていますが、紀谷参事官と私もバッジをつけていますが、SDGsが始まって以来、国際協力の分野にいろんな分野から新たに担い手として参入されている皆さんがたくさんいらっしゃって、ワン・ワールド・フェスティバルなどにもそういった方々がおいでになってくると思います。そういった意味で、国際協力を進める上でどういったスキームが使えるのだろうかとか、あるいは素朴に自分たちのプロジェクトをどういうふうにいかにいいものにしていったらいいのだろうか、そういったことがいろんな方からご質問が寄せられることが増えてきたように思います。そういった意味で今回のこういった説明の機会、またワン・ワールド・フェスティバルだけではない機会もいろいろあると思いますが、外務省あるいはJICAの皆さんと一緒にご相談しながら工夫しながら、こういった新たな担い手ですね、従来のNGO、NPOもあるでしょうし、広くソーシャルセクターのような皆さんもいらっしゃると思いますが、ぜひ工夫をして、いろんな形でうまく情報をお伝えしたりとか、あるいはお伝えができるようなことができたらいいいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

はい、ありがとうございました。外務省から何か一言ありますか。

●紀谷（外務省国際協力局参事官／NGO担当大使）

今回政策協議会ということで、幅広い国民に対する広報、啓発、アドボカシーというのはこの枠組みでの議論に相応しいと感じております。ワン・ワールド・フェスティバルについてお話しがありましたが、地方にいらっしゃる方たちにどうやって開発人道問題、国際協力に関心を持ってもらえるかということは、皆さん自身の課題でもありますし、政府、外務省国際協力局、JICA始め政府の側の課題でもあると感じております。特に地方は、地方創生、SDGsに本当に一生懸命取り組まれ、地方自治体の方々もいろいろ勉強されていると聞くのですが、基本的にやはり国内の取り組みという面が大きいと思います。環境にしても女性にしても高齢化の問題にしても。SDGsに関心を持っていただいたところで、併せて国際開発問題との関連についても知ってもらおうことが、こういう地方でのイベントで大

切だと思います。今お話がありましたとおり、アクターが増えているのでぜひ若い人とか企業の方、中小企業の方も含めてこういうイベントを企画いただいて、我々も可能な限り地方に出張して、貴重な対話の機会としたいと思います。よろしくお願いいたします。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

はい、紀谷参事官ありがとうございました。外務省の方々も積極的に地方のイベントに参加されるということでした。よろしくお願いいたします。この報告事項についてはこれで終わります。

次に3番目、アジア健康構想におけるODAの役割についてということで、アジア・太平洋人権情報センターの藤本さんから簡単にご説明いただいて、外務省からご報告をいただきたいと思います。藤本さん、お願いします。

●藤本（アジア・太平洋人権情報センター 研究員）

みなさん、こんにちは。アジア太平洋人権情報センターの藤本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。ワン・ワールド・フェスティバルのお話、出ましたけれども、地元で開催されているだけに、私も毎年参加しておりまして、JICA 関西の皆さまとも、これまでも協力して、いろいろなことをさせていただいています。では、本題に入っていきます。ペーパーの「アジア健康構想における ODA の役割について」に沿って、かいつまんでお話ししたいと思います。お伺いしたいことは、内閣官房のもとに推進されているアジア健康構想が、ODA 事業の一部が関与していることを知りまして、そのプロジェクトの背景と内容についてです。具体的には1点目として、ODA として実施されているのは具体的にどの事業か、2点目として、アジア健康構想の対象国、対象地域である東南アジア、およびインドなどからどんな要請が ODA に関して行われてるのかということです。3点目として、ODA 事業として今後の要請の見通し、予想される効果、それから課題について伺いたいです。それから4点目、これ明示的に質問してないんですけども、私の問題意識としまして、ペーパーの「質問および議題提案の背景」というところに記載しております、アジア健康構想のもとで、「(1) アジア地域への高齢者関連産業をはじめとする『日本的介護（システム）』の輸出」が図られている、2点目として、「人材育成と還流の促進」について。その1つ目として、経済連携協定（EPA）に基づいて日本で就労した後に帰国した介護士と看護師の活用、活躍について。2つ目として、日本で介護・看護を学ぶための留学を推進し、日本で人材を育成し、それから日本で就労をしてもらう、あるいは、帰国者を雇用していくということ。3つ目、2017年から技能実習制度の中に介護分野が追加されて、技能実習生を現地で養成し、日本で就労してもらい、帰国後に雇用するという、こうしたことが直接的または間接的にアジア健康構想の中で盛り込まれているように私は読み取ってるんですが、3点目として、日本から海外展開しようとしている介護事業者への財政支援、あるいはソフトの支援をアジア健康構想のもとで行うこと、このことが私の一番問題意識なんです。こうしたことが、実際 ODA として実施していくために、どういう理屈というか根拠があるのか、ということを伺えればと思います。以上、その背景には、東南アジアの

ほとんどの国で、高齢者が増えていく中であっても、家族介護が主流で、日本のように介護保険制度が存在してないとか、広く介護が事業として成立しておらず、介護労働そのものが職業として成り立つにはまだちょっと年月が要するのではないかと思います。需要を刺激するという意味がアジア健康構想の中にあるのかどうか分からないんですけれども、そのあたりちょっと本当に上手くいくのか、あるいはそのために ODA がなぜ使われるのかというところが疑問でして、伺いたいと思います。以上です。

●菅野（外務省国際協力局民間援助連携室課長補佐）

藤本さん、どうもありがとうございました。それでは、いただいたご質問に対しまして、紀谷昌彦外務省国際協力局参事官兼NGO担当大使よりご回答いただきます。お願いします。

●紀谷（外務省国際協力局参事官／NGO担当大使）

はい。有意義な議題を提起していただきましてどうもありがとうございます。一言で申し上げて、この分野でODAを活用する理由は、日本の強味をアジアを含む世界で生かすためということだというふうに思っております。現地のニーズは高齢化が遠い先のように見えていても、例えば我々開発協力やっていてタイやその他の国も急速に高齢化しているというふうに感じております。生活様式も場所により国により様々でありますけれども、場所によっては急速に変わっているというのが実態ではないかと思います。現地のニーズを踏まえて、あるいは将来のニーズを踏まえて、逆に手遅れにならないように、効率的、効果的に日本の知恵を生かしていくことが、これは保健分野のみならず全ての分野において必要だと思います。防災とか。そういう考え方で取り組んでいます。あとは民間との関係ですけれども、今お話があったこの紙でも産業革新機構から始まってJICA、ジェトロに至るまで、オールジャパンでの取り組み、さらには民間の企業、病院のみならず医薬品も含めて幅広い日本のアクターが連携しながら取り組むということでやっています。これは、民間の活力なり技術なりを生かしていくことで、政府だけがやるよりもむしろ持続可能、発展可能となるので良いのではないかと思います。一般論ではありますが、そういう面も多々あると思います。ODAを、単独でやるのではなく、幅広い関係者も含めて取り組むことで、途上国の人道問題、開発問題、アジアの健康の問題にも生かしていくというのが基本的な考え方でございます。これは四点目に対するお答えです。

具体的にODAで何やっているのかということですが、民間企業提案型、草の根協力支援型、海外投資の事業などを含むということで例示いただきましたけれども、例えば民間提案型では日本の企業が、宮城県の企業がタイで足漕ぎ車いすを導入したりハビリプログラム導入案件化調査ですとか、あるいは大分県の会社ですけれども、介護支援ロボットのみまもりシステムを活用した地域福祉保健医療の向上に向けた普及実証事業ということで、幾つかございます。民間企業提案型というのは、主に案件導入ですとか、普及実証の分野で小規模なものを支援をするものですけれども、こういう形で日本企業が地方を含めて持っている技術を生かしていくためODAを使って調査段階のものを支援しているものがあります。

草の根技術協力支援型については、これも数件ですが、高齢者関係の事例では、ベトナム

ムで草の根技協で高齢化対策としての介護予防事業の支援ということで2017年から20年まで実施している、転ばない体操を含む介護予防プログラムの持続的運用を通してベトナム政府の人材能力を強化するという事業。あるいはベトナムで、これは草の根人間の安全保障無償で平成26年と28年の計2件ありますが、26年の方はフードン高齢者介護センター機材整備計画、28年はハノイ市オリホーム高齢者介護センター機材整備計画ということで、こういうセンターに高齢者介護に必要な医療機材及び設備を整備して、介護施設に入所する高齢者に対して快適な介護環境を提供するというものです。草の根のものは地方政府というよりも現地のカウンターパート、NGOですとか地方の方の要望と日本側の支援をする側のマッチングがあってそこに支援をしていくもので、地方政府ではありませんが、現地の側でもニーズがあるとニーズに応じてやっていると。押しつけというよりもそういう問題が生じているセンターに支援をしていくという形でODAが使われています。

海外投融資ですが、これはアジア健康構想より前からの話で、この分野でJICAの海外投融資を活用した例として大きいものが二つございます。一つは、平成27年カンボジアのサンライズ病院で救急救命医療センター事業ということで海外投融資の貸し付けをしています。これは日本の産業革新機構と企業と病院が一緒になって現地にパッケージで日本の技術が生かされる。これは初の「病院丸ごと輸出」海外投資で支援するというもので、高度医療を担うスタッフを日本の病院と現地で育成していくということで、海外投融資を活用して民間のノウハウあるいは技術を資金を含めて活用しながら展開をするということを行っています。

もう一つは、バングラデシュで、これもイーストウエスト医科大学病院事業という、これは海外投融資の出資ということでやっています。これも同じように日本からの出資、JICAの出資、現地のスポンサーの出資ということで、バングラデシュの医療水準向上、医療人材の育成、我が国医療の国際展開というものを病院経営のノウハウを含めてインパクトのある形で大規模に貢献をするということをしています。

その他、もう一言。この高齢者介護分野ですと、他にも技プロ、2013年から17年ですが、タイの要請に基づいて要援護高齢者のための介護サービス開発プロジェクトを実施しまして、あと2017年から高齢者のための地域包括ケアサービス開発プロジェクトを実施しています。

このように高齢者の分野でも、タイはちょっと今多かったのですが、実際相当大的な課題があると、政府は考えておりまして、そういう現地のニーズを踏まえて日本のノウハウを官民ともに動員する形でODAを供与するということで取り組んでいるところです。詳細についてはこういうものを、政府としての資料はご覧いただいていますので、こちらに書いてあるとおりです。以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

紀谷参事官、ありがとうございました。藤本さんからご質問等ありましたら、お願いいたします。

●藤本（アジア・太平洋人権情報センター 研究員）

はい。どうもありがとうございます。私以外の方も何人か質問されたい方もいらっしゃると思いますので、一つだけ伺います。ODA事業としてアジア健康構想の占める割合というのは大体予算規模でどのくらい実績があるのでしょうか。あるいは合計されていなければ、どのくらいの割合をODA事業としてアジア健康構想を担われているのか教えていただきたいです。

●紀谷（外務省国際協力局参事官／NGO担当大使）

金額では即座にお答えできませんが、私が承知している限りでは、まさに一角ということになります。本当に多くの関係者が関わっています。産業革新機構、クールジャパン機構、JBIC、JICA、ジェトロみんな関わっています。そういう中の、基本的にODAはJICAさんと連携してやるか、直接今申し上げた形でやりますので、何パーセントとは言いませんけれども、一部ということになります。

●藤本（アジア・太平洋人権情報センター 研究員）

すみません。もう一つだけそれに関連しまして、今後ODA事業として、あるいはJICAの支援として増加する傾向にあるのか、それとも他に任せるか、そのあたりいかがでしょうか。

●紀谷（外務省国際協力局参事官／NGO担当大使）

はい。そこはまさにニーズ次第だと思います。ODAを供与する場合にはODAのインパクトもあります。もう一つは海外投融資ですけれども、どこまで民間の企業の方々が現場に行ってやろうということになるかと、そこを一部補完するというのが海外投融資です。日本民間企業の方々が現地のニーズですとかあるいは収益可能性とかも踏まえてどこまで官と一っしょにやっっていこうと考えてくれるかということになりますので、なかなか政府だけでは決められるというか、予測も難しい感じがします。

●藤本（アジア・太平洋人権情報センター 研究員）

はい。どうもありがとうございます。

●菅野（外務省国際協力局民間援助連携室課長補佐）

ありがとうございました。今、テレビ会議室で国際協力局政策課宇津山主査が同席しておりますが、何か補足点ございますでしょうか。

●宇津山（外務省国際協力局政策課主査）

大丈夫です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。アジア健康構想の議題に関して、NGO側から質問はありますか。それでは、最初に手を上げた神田さん、お願いします。

●神田（泉京・垂井理事）

岐阜県から参りました泉京・垂井という小さなNGO団体の神田と申します。JICA中部さんからは間接的に私のような地域で活動する団体なんかもODAを活用したらどうかという

お誘いがけなんかもいただいているというふうな中で、からめての話がここで一つと、それ以外の部分で二つあります。一つはですね、特に4月から入管法が改定されることによって海外からの人材流入ということが目されているという中で、こういったODA資金を使って例えば国内福祉団体なんかが海外に出て行く。そこで介護人材等の養成・育成なんかをして、日本にそういった人材を流入させようというふうな計画が出て来るなんていうことが起こりうるんじゃないかという不安。私どもは地域の団体が海外に出て行くということは大事な側面があると思ってはいますけれども、それが引いてはまた日本の側の利益のためにそういった取り組みが行われるといったこと自体がODAというふうなものの趣旨から見た時にいかなものかという側面なんかもあろうかと思うので、そこに対する慎重な検討が必要かなとは思うのですけれども、そんな事例が過去にあったかとか、あるいは今後そういったことが想定されているかどうかということが一つ目、お伺いしたいという点であります。

二つ目は先ほど紀谷さんのお話しの中にありました中でですね、海外投融資でいわゆるカンボジアとかバングラデシュの医療分野に営利セクターが入っていくというふうなことが現状、現地の医療の実勢に則してみた時に、果たして適正な効果をもたらすのかどうかというふうなことについての検証というふうなことが大きな意味で行われているかどうか。これは例えば日本国内でも営利セクターが医療分野に入るといようなことについてはぜひ分慎重な検討が重ねられているとは思いますが、そういった医療の状況が違っていて高度医療とは言え営利セクターが入るといようなことについての検討状況というのを教えていただきたいのが二つ目でございます。

最後もう一点はこういった使われ方をしていますかというふうなことを教えていただきたいと思ったのはですね、WHOのアジアなんかで日本の健康保険というのはアジアの中で非常に高い評価を受けている。日本の介護保険制度をアジアの国々に広げたらどうかというふうなことでWHOはずい分と推奨されているというふうに理解しております。こういった分野には健康構想といったようなものが活用されるのか否か、これはバイではなくてWHOを通じたマルチでやっていますよというふうなこともかもしれませんけど、お分かりでしたら教えていただきたいというふうなことで、私どもはこの三点についてはぜひ推進していただきたいというふうな意味合いもあって発言させていただいたというふうなことでございます。以上です。ありがとうございます。

●紀谷（外務省国際協力局参事官／NGO担当大使）

ご質問、ありがとうございます。まず、国内の福祉団体がアジア諸国からの実習生を受け入れた場合の目的と課題についてですが、これはそれぞれの資金ですとか運用する際にしっかりとその中で評価して、検証しながら運営するということになると思います。アジア健康構想に向けた基本方針の中でも、介護の分野の技能実習生についてちゃんと日本で介護を学ぶという時に、来る側にとっても魅力のあるように努力することですとか、それ以外にもいろんな実習経験を積めるようにですとか、相手国内で介護に関する理解が深

まるような海外派遣とか、相手国にもきっちり配慮するということが明記されています。日本にとってもメリットがあり、なおかつ相手にとっても同じメリットがある話であれば、双方にとってメリットがあるということで、きちんと検証なり運営がされれば活用できる話じゃないかなと感じています。

次にカンボジアとバングラデシュの病院について、営利ということで問題が生じないか慎重に考えるべきではないかというご質問ですが、このODA関係、JICAの事業についても様々な形で事後評価が行われるという前提で事業が運営されています。そういう課題に対しては実際実施するときに配慮することになりますし、終わったあと評価されることになると思っております。日本のみならず海外、特に貧困問題とか保健問題に課題があるインドなどでも、まさに世界最先端の水準の病院が、欧米からも患者を受け入れる形で運営されていたということもありますので、インドですとかタイですとかそういう国はひとまとまりのものとしてなかなか扱えないという面もあるかと思います。そこは、現地の実情に即しているんなニーズにいろんな形で応えて行く。日本企業のニーズもあるでしょうし、あるいは先方の民間セクターやその支援をする人たちのニーズも考えていく必要があるかなと考えています。ある意味幅広くきめ細かく対応すべきもので、いろんな潜在的な可能性を生かしていくことが大事だと思います。

最期にWHOですけれども、去年7月に出された、何度も申しあげました基本方針の終わりの方の16ページで、国際機関の連携についてWHO健康開発総合研究センター、WHO神戸センターを国内外の知見を集積・発信する場として引き続き活用すると明記されています。国際機関は使わないと損と、専門性もありますし普遍性もありますので、日本の強味をアジアなりで活用するときに、国際機関を噛ませることでさらに広がりが出るし、正当性も出ますし、あるいはチェックするときに専門性の観点からもいろんなメリットがあると思います。そこは日本だけで閉じずに国際機関を関与させるということに全く同感でして、我々も同じ気持ちで国際機関との連携を進めています。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

紀谷参事官、ありがとうございました。神田さんの方からご発言ありますか。

●神田（泉京・垂井 理事）

二番目の営利セクターの関与なんですけれども、やはり懸念といいますか、いわゆる何といいますか、ただでさえ医療の普及度が弱いところに高度医療がブーンと来た時に、医療人材がそこに吸収されてしまうということで、いわゆるよりプリミティブな医療を広げることに対する阻害要因にならないかということもJICAさんのほうで慎重に検討していたかどうかということを、私のほうから一言申し添えたいと思います。ありがとうございます。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

はい。ありがとうございました。まだ質問したい方いらっしゃるんですけれども、予定の時間を若干過ぎているんですけれども、1分でできますか。1分でまとめてください。

●垣内（言論・表現の自由を守る会事務局長）

言論・表現の自由を守る会の事務局長垣内です。前回の時にも発言させていただきました、個人通報制度の批准をして法の支配を実現するという緊急課題について、そして最大重要課題であるということについて発言させていただいたのですが。まだ実現しておりませんので、せめて「全ての日本が締結済みの人権条約に備わっている個人通報制度を批准する」という閣議決定をしていただくということがこの課題を達成するためには不可欠だということを申し上げたいのです。

一昨年の東京プリンスで行われた、四日間私もユニバーサル・ヘルス・カバレッジに参加しまして、そこでも厚労省の代表の方たち、WHOの皆さんも参加したシンポジウムでも、やはりアジアでこの課題を達成するためには、アジア地域から国連の人権理事会に選出されて、そして四回目の人権理事国である日本において法の支配を実現するという課題、これなくしてこれは実現できないのではないのでしょうか、最優先課題ではないのでしょうかということについて質問したところ、明確なご回答いただけなかったんです。その前には和泉首相補佐官にも、OECDアジア第1回経済会議、品川プリンスホテルで17年4月に行われました、そこでも同様の質問をしましたが、「政治的な問題は他のところでやってください」ということではずされて、本当にそこに参加されたアジアの皆さんは大変でいらっしゃるので、やはりこのことはアジア健康構想については最も重要だと思いますので、ぜひ実現をしていただきたいと思います。今日は一言。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

今ご発言あったのは、お名前を仰いましたか。はい、ありがとうございます。外務省の方から何か一言返しはありますか。

●佐藤（外務省国際協力局民間援助連携室長）

はい。毎回うかがっておりますので、また今後検討させていただければというふうに思います。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

はい、ありがとうございます。この問題に関しては他にも発言されたい方がいらっしゃいますが、少し時間が押していますので、このくらいにして先へ進みたいと思います。

それでは4つ目の報告事項です。プロサバンナ事業に関する報告ということで、日本国際ボランティアセンターの地域開発マネージャーの渡辺さんからご説明お願いいたします。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発マネージャー）

はい。ありがとうございます。日本国際ボランティアセンターの渡辺です。本日は協議ということではなくて、報告ということで議題を提案させていただきました。その背景ですが、プロサバンナ事業は2012年の10月に現地の農民たちが反対の声を上げて以来、この場で15回以上、ここから派生したプロサバンナ事業に関する意見交換会で外務省さんJICAさんNGOが20回以上にわたる協議を重ねてきました。すでに2012年から6、7年がたちます。にもかかわらず、今年の1月、ずっとこの事業に対して反対の声を上げているUNACという、モザンビーク全国農民連合といわれる小農運動があるのですが、そこがこの事業の進め方

に対して、距離を置く、背を背ける、この事業に対して公然と反対の立場を堅持するという声明を出されるということがありました。これはなぜなのかということを、これまでの現状、過去1年を主に振り返りつつ、この間、河野外務大臣の判断であったりとか、環境社会配慮ガイドライン、いろんな規範、基準や約束がある中で、そこから改めて状況を点検するという機会にさせていただければと思います。一方でやはり、昨年12月に国連総会で「小農と農村で働く人々の権利宣言」が採択され、小農を取り巻く国際規範、ディスコースががらっと変わって来た状況などを踏まえつつこの議論ができればと思います。

資料は本日4点あります。報告事項4と書かれた、左に議題名が入っている資料、そのあとに「2019年2月25日2018年度第3回ODA政策協議会報告資料」というもの、添付資料がUNACプレスリリース（仮訳）とある1番と「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」とある添付資料2があります。主に報告資料と書かれた9ページの資料を用いて、今日は報告をさせていただければと思います。早速行きたいと思います。

現地の小農らが現在JICAによって行われているプロサバンナ事業について「骨にしみる傷と痛み」と表現されている状況があります。この状況がずっと続いているので今年の1月に事業に関する協議開始から6年もたって、さらにまた声明が出てくるという事態となりましたので、これが一体何であったのかということを改めて確認をさせていただきます。ことの発端は2015年の10月にJICAが募集する形で現地のコンサルタント、マジョル社というところと契約をしました。そのマジョル社がJICAに出された業務指示書に従って11月から、事業に反対の声を上げてきた市民社会、農民組織を含む現地のステークホルダーを個別訪問をして、その「影響力」「プロサバンナへの立場」「同盟や団体間対立の可能性」について調査を行いました。その結果、3ページ目にあって色が付いていないのですが、戸別訪問をした結果、団体を色分けしました。レッド、パープル、イエロー、グリーンとあるのですが、実際に現地コンサルタント、マジョル社からJICAに出されていた文書から取ってきています。その中でプロサバンナに明らかにノーの立場の団体を赤い色。反対の声を上げているが条件によっては対話に応じるだろうという団体を紫、あまり立場を明確にしていなくて、理解がそんなにない団体を黄色、プロサバンナについて政府との対話に前向きな団体をグリーンとして、グリーンの団体を中心に、あとはモザンビーク政府とJICAが合意をした団体を12月によんで、事前の準備会合というものを開きました。何の準備会合かというと、2016年の1月にその準備会合を経て、プロサバンナ事業のための市民社会対話メカニズムというものを作るのですが、そういった一連の動きがあります。

ご覧のとおりそれまでは反対の声を上げる農民を、いろんな意見がありつつもそれまでサポートしてきた団体というものを、JICAがあえてお金を出して現地のコンサルタントを雇って戸別訪問をして色分けをして、グリーンの団体だけをよんで作ったメカニズムです。これはやはり現地の団体にとっては分断であり介入であるということですのでずっと捉えられてきています。それ以降、実際に現地の農民団体というのは、そういった団体と情報交換をしたり意見交換ということが全くできなくなったということで、そうした状況を指して、

いろんな問題がこの事業にはあるんだけど、何がつらいといってこの分断が一番つらいということで、昨年11月に来日した時にも言っておられます。今のこの分断のプロセスですね、マジョル社というコンサルタントには520万円JICAからお金が払われています。

先ほどの色分けをした文書、実はこれら一連の出来事、我々も当時から何かおかしいことが起きているということで、先ほど申し上げた意見交換会で、JICAと外務省さんに何が起きているんだということで聞いてきたのですが、その場では「今のところ何も言えない」という回答しか出て来なかったのが、議員さんの資料請求権、個人の開示請求権を使ってずっと開示請求をしてきました。それでも出て来なかった中で、2016年の4月になってようやく内部からのリーク文書で出て来た文書から取ったものです。このリーク文書なんですけど、この内容に沿ってJICAが最終確認をしてマジョル社にお金を払ったということが、最終成果物として認めてJICAがお金を払ったことは昨年11月の段階でJICAさんが認められています。こういったことが起きてきた。そういう中で、このやり方自体が問題なんじゃないかということで農民たちまた現地の市民社会が声を上げてきたわけなのですが、こういったことをずっとご報告をしてきた結果、3ページ目の0-2に行きます、外務省さんとしてもこの事態はまずいんじゃないかということでご判断をしてくださいました。当時の国際協力局長がその段階で、市民社会対話メカニズムを使って事業のマスタープランは作成していくんだということで進めていた訳なんですけど、そのプラットフォームのコンサルタントとして契約をした団体との契約の打ち切りを決めて事業が一旦停止状態になっています。外務省さんの判断でとどめているということ自体は一昨年、2017年12月のODA政策協議会で今福政策課長からご発言があったので、詳しくはそちらの議事録をご覧ください。「モザンビーク政府が先走りそうだったのでちょっと待ってくれということをやっている、事業が何も進んでいない」ということを課長からご説明をいただいております。

こうやって一旦止まったのですが、このような状況が許せないということ、またこれはガイドライン違反なんじゃないかということで、この間いろんな文書が出てきたので、こういったことに基づいて、現地の住民11名が2017年4月に異議申立というのを事業に対して行っています。止まっている間にこの事業の異議申し立て等を受けて、二つの提言と約束がなされています。一つがこの異議申し立ての審査結果なんですけれども、これはガイドライン違反なしというふうには出たんですけれども、最終章で審査員が提言をしておられます。これは4ページ目の冒頭に書いてあるのですが、そこには「ガイドラインに違反がなかったとの審査結果をもって事業の進め方に係るモザンビーク政府及びJICA側の対応に一切の課題がなかったと判断するものではない」ということで、「当事者間の認識の違いとその背景」という項目をあえて設けて以下のご提案をされております。一つが、今一度申し立て人の訴えに立ち戻って検討することがガイドラインの理念にかなうこと、そのようにしながら信頼関係が醸成されていくことが事業を進めていくことで肝要なんだと、これが確認をされたうえで、JICAに対する提言としては情報公開、分析結果やそういったものを情報公開して、情報不足、透明性の欠如を埋める努力をするように、と。もう一つが、

ここが重要なんですが、利害関係者間で合意できる参加型意思決定の手続きルールに基づく議論の促進という提言がなされました。これを受けて2018年3月1日、河野太郎外務大臣の判断というものがNGO側に伝えられております。正式には外務省さんが判断を仰いだ結果の外務省の考え方ということなんですけれども、この四角囲みにあるとおり、こういった通達というものが当時の牛尾審議官からNGOになされています。要はですね、河野外務大臣として、「反対派を含む参加型意思決定ルールに基づく議論の実現を今後の再開の条件とする」ということで確認がここでされています。

そういったことがあったわけなんですけど、外務省さんとしてこうして努力をされたわけなんですけれども、結局レジュメにあるとおり、この3月1日のあと突然ですね、事業が再開されることが分かりました。どういう方法で再開されたかと言いますと、異議申し立ての対象になり、ずっと農民や市民社会が反対をしてきた、この分断の結果作った市民社会対話メカニズムというものを中心にまた事業のマスタープランを作成していくんだと、そのための会合を持つんだという連絡が突然、個別に団体に届けられました。これに対しては、外務大臣の判断が守られていないということで、開催の前に、停止要請のレターが日本側にも届けられましたが、それにもかかわらず4月の3日に会合が開催されています。会合が強行されたので様子を見るためだけに参加した団体が何人かいるんですけれども、これについて外務省さんが「それも参加じゃないか」と、反対の声を上げる人々が様子を見に参加したことをもってそれも参加だとして、その上にまた事業を進めるということがこれまでに起こってきています。この間6月6日にこの動きに対する反対の声明が出されているにもかかわらず、8月13日にまたJICAがお金を出す形でコンサルタント契約をして、先ほどのマジョル社ですね、の方がナンブラー州だったりとかの団体を個別訪問をして、反対の声が上がっているにもかかわらず4月の会合のフォローアップの会合を行っていく、事業を進めていくからということでこれに参加をするようにということで要請が個別に出されています。これは現地の団体からは、政府関係者を連れてきたということもあって、非常に怖かった脅迫にも思えたということで伝えられております。これがレターにもなって日本大使館にも届いています。

5ページ目、2018年11月から現在、こういった動きが10月まであったにもかかわらず、昨年11月の下旬に、現地の市民社会また農民たちがモザンビークから15名来日しました。ブラジルからは3名来たんですけれども、その直前、11月の17日から25日まで来日していたので、11月16日に皆さん現地を出たのですけれども、直前の11月14日に、またその流れで会合が行われるということが突然、11月3日に知らされました。その前日の2日に、実は議員と外務省と私で面談をしています。その場では、来日に際して現地で何か変な動きはないかということを確認をしていたのですが、何も説明を受けていないということで外務省さんから説明を受けていたのですが、11月3日にそのレターが発出をされた。ということはその時点でJICAの予算が決まっていなければならないことだと思うので、説明に齟齬があるのではないかと考えています。ちなみに、この11月の会合にはJICA側から210万円支払われ

ております。こういったことでずっと、やられた側からしたら全く合意をしていない方法、それを参加型というのか疑問が残るのですが、そういった方法で会合が進められてきて、その場で現地の農民たちというのは反対の声を上げる、このやり方というのはどうしても納得できないということを伝えるために、11月14日の会合に向かいました。そのこともきちんと伝えたにもかかわらず、「市民社会対話プラットフォーム」の側から、農民組織がこの進め方に賛成をして、今後マスタープランをこの枠組みで進めていくのに、中心になって問題をしていくという趣旨の声明、新聞広告というのを出しています。冒頭に触れたUNACといわれる農民組織の声明というのはこれに対する声明、この新聞広告というのが事実と反するということを伝えるための声明です。これが1月21日に出されています。それにもかかわらずつい先日、1月30、31日にやはりJICAが資金を出す形でプロサバンナ策定のための同じメンバーでの対話、会合というのが進められております。

一方、これだけでも非常に大きな問題なんですけれども、最後7ページ目ですね、今年の8月1日に、これはモザンビーク弁護士協会が提訴したのですが、これを受ける形でモザンビークのマプト市行政地方裁判所がプロサバンナ事業は人々の知る権利を侵害しているとして、事業に関する情報の全面公開、10日以内の全面公開を命じる判決を下しました。これについても外務省さん、二ヶ月ぐらい知らなかったばかりか、知ってから一ヶ月以上たってからようやく現地の農業省に赴いて聞いてきた、確認をようやくされたということですが。ただ確認されたのが、「農業省としてはこれまで情報公開に応じていたということを示すレターを根拠の書類とともに出したと言っている」ということを確認してきています。根拠書類が何なのか、一次書類をきちんと開示したのかということについては現在に至るまで確認がなされておられません。外務省さんの言い分としては、モザンビーク政府の国内のことなので、政府と農業省と裁判所がやり取りであって、外務省・JICAとしてお答えする立場にないという立場なんですけれども、8ページにあります通り、冒頭のところでですね、環境社会配慮ガイドラインで環境社会配慮を実現するためには「情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう相手国等に対して積極的に働きかける」また「相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準を遵守しているかを確認する」ということがガイドラインに書いてあって、これに明らかに違反していると考えられます。

そもそもモザンビーク政府の説明というのがおかしいということをここで確認をしておきたい。7ページ目の②にあるのですが、モザンビーク政府、裁判所の召喚に一切応じず反論もしていないのですね。モザンビークの法律の中では「沈黙は事実を認めたことを意味する」ということで、全面的にモザンビーク弁護士協会の言い分が認められて、「事業が知る権利を侵害している」という判決が出ました。そういった裁判の中で反論を全く行っていないにもかかわらず、それが終わったあとで、これまで情報公開に応じてきたのだとするレターをもってよしとするというそのこと自体がそもそもおかしい。法に則っていない行為をむしろ外務省・JICAの態度というのが擁護してしまっている。そういった構図という

のが作られてしまっているのではないかと。司法判断を農業省が無視することに加担をしてしまっていると言えると思います。そういうことは市民として、納税者として非常に残念です。我々の税金がそのような形で使われる事業というのは一刻も早く停止していただかなければいけないということで、ここで私の報告を終えさせていただければと思います。なお、事前質問を二つ、(1) (2) として出しております。このうち(1)は会合の開催というのは支援されているので、今後も支援を与えるか否かというのは議論の中で少しやり取りができればと思います。(2)については資料として提出を要請しているので、ここで読み上げていただく必要はないかなということで、今日資料は出てきておりませんが、資料のご提出をお願いいたします。私からは以上です。

●菅野（外務省国際協力局民間援助連携室課長補佐）

渡辺さん、どうもありがとうございました。外務省のテレビ会議室に、井関至康外務省国際協力局国別開発協力第三課長がおります。では課長、よろしくお願いいたします。

●井関（外務省国際協力局国別開発協力第三課長）

外務省国別開発協力第三課長の井関と申します。本日はなにとぞよろしくお願い申し上げます。まず渡辺さんからご説明、お考えを聞かせていただいたところでありますが、先ほど会合の日程について齟齬ありということでお話があったのですが、会合の日程について私ども承知していないものを承知していないと申し上げただけでありまして、齟齬があるというのは当たっていないというのをまず冒頭に申し上げます。さらに会合のあり方についてちょっと申し上げますと、私ども先ほど渡辺さんからお話しございました、異議申し立てに対するJICAの調査結果に基づいてこれまで縷々お伝えしているところではあるのですが、外務省、JICAとしてはその報告書に則って参加型意思決定ルールに基づく議論の実現について必要に応じてモザンビーク政府の主体的な取り組みを支援して後押ししていくという方針でこれまでやってきているところでございます。事業に対する分断等々というお話もございましたが、事業に対するご理解が一部で得られていない状況で、様々な方のご意見をしっかりと伺うということは非常に自然な取り組みであって、何度も申し上げますが、分断とかそういうことをしたということとはございません。また、会合に一部の団体のみをご招待した事実、このようなこともございません。反対する立場の方も含めて、これまでご招待してきているということでございます。それから事業を止めていたのになぜ再開したかというご指摘がございましたが、よりていねいな対話が必要という考えから公聴会を延期して来たものでございますが、2017年11月の、先ほど申しましたJICAの異議申し立て審査役による調査報告書の結果を受けて、参加型意思決定ルールに基づく議論の実現に向けたモザンビーク政府の主体的な取り組みを必要に応じて後押ししていくということにしたことで事業を再開しておるものでございます。

裁判について言及がございました。先ほど渡辺さんからお話しありましたが、私どもとしては本件はモザンビーク政府の行政主管と行政裁判所の間のやり取りに関する事項であって、外務省としてお答えする立場にないということでございますが、その上でモザンビ

ーク政府の主管省庁である農業食料安全保障省に確認したところによると、同省は行政裁判所命令に関する通知文書を受領して10日以内にマプト市行政裁判所に対して、プロサバンナ事業に関する情報を開示してきたと説明する書簡を根拠資料とともに大臣名で発出したということで、私どもに聞いております。また農業省はこの書簡の中で今後もプロサバンナに関する情報開示請求があれば対応するということを表明し、またウェブサイトに関連文書を公開しておると、さらに請求があれば対応していくという方針を公にしておるところでございます。なお、先ほどございました弁護士連合会が、同じような訴えを、モザンビーク憲法に基づいて設置されているオンブズマンに対して行ったということを私ども聞いております。農業省がオンブズマンに対して情報公開の事実を説明したのを受け、2018年7月ですが、オンブズマンは農業食料安全保障省の説明を認めて、弁護士連合会の訴えを却下したということで私ども聞いておるところでございます。

その上で、いただいたご質問にお答えい申し上げます。11月14日の会合に関するご質問でございますが、会合を主導したのはプロサバンナ事業の対象となっている三州それぞれに存在する現地のNGOで構成される三つのプラットフォーム、すなわちなンブラー州市民社会組織プラットフォーム、ニアッサ州NGOフォーラム、ザンベジア州NGOフォーラムであり、これらには少なくとも350以上の団体が参加しておられるということで私ども承知しております。1月29日から30日にかけて、現地市民社会の会合として現地市民社会からモザンビークの先ほど申しました農業食料安全保障省に対して提案があった会合が開催されたものと私ども承知しております。先ほど申し上げました繰り返しになりますが、外務省・JICAとしては参加型意思決定ルールに基づく議論の実現について必要に応じてモザンビーク政府の主体的な取り組みを支援し後押ししていく方針でございます。

二番目の（2）の方ですね、TICADに向けたモザンビークに対する援助・協力に関する具体的な内容につきましては、現時点において外務省・JICAとして具体的に確定しているものはございません。他の省庁やJBICについては外務省としてお答えする立場にはございません。それぞれ直接ご確認いただければと思います。以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

はい、ありがとうございます。渡辺さんの方から何かコメント等ありましたら、お願いします。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発マネージャー）

はい、ありがとうございます。少し事実の修正をしながら質問をさせていただければと思います。先ほど特定の団体だけを呼んだ事実はないと仰っていたんですけれども、私がその話をしたのは、2ページ目の表にあります2015年12月ですね、調査で対話に前向きとされ、モザンビーク政府とJICAが認める団体のみ事前会合に招待されて、その後その団体を中心として市民社会プラットフォームというのができたというその事実を指しております。それは事実としてJICAの業務指示書に基づいて行われたことなので、むしろ外務省さんの事実誤認ということで修正をさせていただきます。

また、先ほどオンブズマンがどうこうということを仰っていたんですけれども、やはりすごく残念です。ODA事業というのが現地の司法で人々の知る権利を侵害しているという、そういう重大な結果が出ているにもかかわらず、何と言ったらいいいんですかね、紋切り型のご回答をされているわけなんですけれども、その上で二点、井関さんにお尋ねしたいことがあります。一つは、先ほどこの事業は分断ではないんだということで、環境社会配慮ガイドラインの異議申し立ての結果に則って行っているということを仰っていたんですが、その異議申し立ての結果出てきた提言というのが、利害関係者間で合意できる参加型意思決定の手続き、ルールに基づく議論ということだったのです。ちなみに、なんでこういうことを言うかといいますとですね、この2ページ目の表に2015年の10月から話が始まっているんですけれども、これの直前の2015年の9月に、その前に行われた公聴会の失敗というのを受けて、モザンビークのマグ副大臣とご一行が日本に来て市民社会と対話したいということで我々話をしております。そこで彼ら何を約束したかという、公聴会の失敗を受けて今後は、反対の声を上げる方々もどういう形でならば自分たちの声がきちんと届けられるのか、どういうやり方がいいのか、そういったことを聞いたうえで対話のあり方というのを決めて行きますということを約束したのです。

●外務省テレビ会議室より

菅野さん、すみません。富沢です。こちらで2分ぐらい電話が切れてしまっていて、どこまで聞けましたか。

●井関（外務省国際協力局国別開発協力第三課長）

2015年の会合に呼ばれてないという話です。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発マネージャー）

はい、わかりました。

●菅野（外務省国際協力局民間援助連携室課長補佐）

すみません。この議題、時間25分のところすでに30分すぎていますので、簡潔にお願いいたします。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発マネージャー）

はい。ありがとうございます。確認をしたのは、これまで対話のあり方をめぐってずっと問題になってきたがためにモザンビークの農業省としても来日をして、私たちの目の前で、反対の声を上げる方々も納得のいくような形でどうやったら農民の声がきちんと届けられるのかという、そういう対話のあり方からきちんと話し合いをして進まずよと言っていたにもかかわらず、先ほど井関さんもお聞きになったような12月に対話に前向きという団体だけを招待をして市民社会プラットフォームというものを作ることが決まりました。そういったことを受けて農民たち異議申し立てをしたわけなんですけれども、その結果出されたのが、利害関係者間で合意できる参加型意思決定の手続き・ルールに基づく議論の促進という提言です。

ここから質問ですが、そういった異議申し立ての結果を受けて、そのあと河野太郎外務

大臣からも「反対派を含む参加型意思決定ルールに基づく議論の実現」というふうに判断が出ました。当時我々は河野太郎外務大臣も「反対の声を上げる方々も合意できる」形での参加型意思決定の手続き・ルールに基づく議論の促進なのかなと思っていたのですけれども、ここで今確認した通り、現状は全くそれに反しています。農民たちこの1月までこのやり方に対して反対の声を上げ続けています。そこでお尋ねしたいのが、この現在のやり方がいいというのが河野太郎外務大臣のご判断でもある、それが大臣がお考えになる参加型意思決定ルールなんだということでもいいのかということの一つ確認をさせてください。二点目が、先ほどから、モザンビーク地方裁判所での知る権利の侵害という判決が出たことはモザンビークの裁判所と弁護士協会ですね、農業省がやり取りをしたらしいことで外務省としては何も言える立場にないということを仰っていました。ただ、先ほど確認した通りガイドラインの内容があります。その上で確認が、こちらについても日本政府としては何らコメントできない、ガイドラインとは少し違う状況だけれどもコメントできないんだというお立場であることは、これは河野太郎外務大臣も事業については同じ立場でいらっしゃるということで考えてよろしいでしょうか。以上、二点質問です。

●井関（外務省国際協力局国別開発協力第三課長）

すいません。途中ちょっと中断してしまいましたが、ご質問のご趣旨に沿った形で回答は申し上げられると思いますので、ご説明申し上げます。まず一点目ですが、事前会合に一部団体のみ声をかけたというのは、JICAにも確認いたしました但那のようなことはございませんでした。大臣の判断なのかという点につきましては、私ども当然ですが外務省という組織としてやっておりますので、外務省としての判断で、今の形で、外務省・JICAとして参加型意思決定ルールに基づく議論の実現について、必要に応じてモザンビーク政府の主体的な取り組みを支援し後押ししていくこととしているということでございます。二点目の行政裁判所の判決と言いますか判断に対する対応については、こちらはガイドラインに基づいて適切に対応してきていると私ども考えております。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

はい。ありがとうございます。予定の時間を10分ほどオーバーしておりますので、もしよければ、これで議題のほうは。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発マネージャー）

すみません。最後に確認だけです。今のご回答で、要はこの現状を河野太郎外務大臣がご確認をされていないんだということが分かりましたので、今後内容等についてご相談をさせていただければと思います。やはり現地の人たちが求めているのは自分たちも納得ができるやり方での参加型の対話ということで、そういったことで大臣からもご提言があったのかなと思うんですけれども、今のご回答を聞いているとそれに沿う形にはなっていないので、この点を今後話し合って行ければと思います。ありがとうございます。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

はい、どうもありがとうございます。報告事項四番についてはこれで終わりたいと思

います。すみません、進行が遅れております。

次に協議事項に移りたいと思います。OECD-DACにおける最近の議論と日本の対応ということで、国際協力NGOセンター政策アドバイザーであります高柳さんからご説明をお願いいたします。

●高柳（国際協力NGOセンター 政策アドバイザー）

只今紹介いただきましたJANIC政策アドバイザーの高柳です。本職の方は、フェリス女学院大学、実は地元ということになりますけども、そこで国際関係論や開発研究を教えています。もう時間が押し迫ってますので、全部で35分ということにこだわらずにかなり端折ってやりたいと思います。OECD/DACという先進国のODAに関する政策協調をやる多国間の場がございます。それに対して今CSOとの対話を制度化していこうということで、CSOの側からもDAC・CSO レファレンス協議というものを作っているのですけれども、そこで問題になっていることを今日は2点意見交換したいなと思います。ということで一つは、今ODAの定義の変更ということで1972年以来大体大きく変わらなかったODAの定義を変える、特に3点目のODAのグラント・エレメント25%以上という従来教科書レベルでも書いてあったわけですが、そこを見直すということ、あるいは統計の計算方法を変えるということで、特に借款合意、日本のODAの合計が変わってくるということがあると思います。今日はまずは、ODAの定義の変更、統計の算出法の変更について、外務省さんからいただいた資料でもODA白書だとかホームページとかで紹介しているということはあるということですけども、各方面での浸透度が非常に低いという印象があります。率直に申して私たちもいろいろなことがあって忙しすぎて追いきれないということがあるのですけれども、国際開発研究の研究者仲間の間でも認識している人の割合は必ずしも高くないということがございますし、あと今は中学校や高校の教科書にもODAが出てくるのですけれども、そこまでになるとどの程度の先生の方が知っているかと非常に不安です。現実には新しい統計のデータが出てくるときに、では日本は何番目だということですか、各国に比べてどうなのかということについても私たちは気をつけなければいけないということの認識は必要なのだと思います。この点について私たちとしてもっと認識を深めていかなければいけないのですが、やはり外務省さんなりJICAさんなり私たち市民社会なりこの問題に興味を持っているものがどういう役割を担えるのかという問題を提起したいと思います。

2点目として今回非常に議論になっていることとして、やはりSDGsを達成するにはやはり民間資金の役割が重要であると、私たちは民間企業というのは活動のしようによっていろいろなマイナスの潜在性をもっていますけれども、プラスになる潜在性も持っているという風にも考えていますけれども、Private Sector Instrumentという形で一定の条件のもとで企業に対する支援についても、融資とかの信用保証についてもODAの一部として計上できるということですか、あるいは従来のOOFなんかも含めてもう一つトスディ(TOSSD)というTotal Support for Sustainable Developmentという概念もできるということです。これについてまだ細部について議論が継続しているということですけども、

これについて大掴みでも民間支援ということで掴むのか、一定程度 SDGs の達成に資するプロジェクトなのかということで細かくやっていくのかというあたりがどうも論点だというふうに私は理解していますけれども、そういったあたりの議論がどうなっているのか、あるいは私たち日本の政府がどのような考えだったのかということをお伺いおよび意見交換したいなと思います。

それともう一点として、今の民間セクターとの関係にも関連しているのですが、アンタイド化の問題というのがございます。10月に **DAC Recommendation on Untying Aid beyond LDCs** ということで LDCs について従来合意があった、それが重債務貧困国にも拡大された、それをさらに世界銀行の IDA 対象国にも拡大しようということで、この件に関してヨーロッパの専門家たちの間では、日本がわりと反対の立場をとってきたことで合意が遅れたという指摘があったわけなのですが、日本としてこうした LDCs あるいは重債務貧困国、さらに IDA 対象国に対するアンタイド化というのを今後どういうふうに考えていったらいいのかということをお伺いしたいなと思います。

それから最後に、DACのピア・レビューが今年ございます。2010年に実は一次契約者をタイドにする、それ以降はアンタイドにするものの扱いについてのDACピア・レビューのチームから日本の扱いからはDACのルールと違うのではないかという指摘があって、その是正勧告があったわけでした。あと、STEP、本邦技術活用条件についての懸念についても示されているわけですが、2014年のピア・レビューでもアンタイド関連の勧告が履行されていないということへの懸念も出されたということもございます。今年ピア・レビューがありますのでこうした指摘されている問題に対してどのような答えをお考えになっているのかということをもし現段階に決まっていることがありましたらお答えいただければと思います。なお、先週の金曜日にDACのシニア・レベルミーティングがございました。平和構築関係の勧告と、あとこれは国際NGOでも大きな問題があったわけなのですが、開発とか人道支援における性的搾取をいかに防ぐかということで、あとこの間のODAの定義ですとか統計の改革に関する議論が行われたと伺っております。もし、あの追加で、なにぶん先週の金曜日、ヨーロッパはまだ週末開けて朝7時で細かいことはまだ出て来てないのですが、もし何かご存知のことがあったらシェアしていただければありがたいです。ちょっと駆け足になってしまい申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

●菅野（外務省国際協力局民間援助連携室課長補佐）

高柳さん、どうもありがとうございました。それでは国際協力局紀谷参事官よりご回答、お願いいたします。

●紀谷（外務省国際協力局参事官／NGO担当大使）

OECD/DAC の動向に関して関心をもってくださいありがとうございます。技術的な話のようではやはり ODA の定義という国際的な枠組みを決める大事は議論だと思っております。なおかつ OECD/DAC に入っていない国もあるので、新興国ドナーをどういう形でしっかりと国際的な枠組みのなかにとりこむ形で開発協力を進めていくかという点も大事な問題だ

と思っております。最後に一言先週の金曜日の会合についても説明したいと思います。まず OECD における ODA の算出方法が 2018 年度から変わるということについてはその通りで、一言でいうと、ご存知のとおりですが、ローンについて昔は貸したときに 100%プラスでカウントして、返ってきたときにマイナスでカウントするという形だったのが、最近では貸すときに、グラント・エレメント、すなわち、将来の返済額を現在価値に換算して貸した額のどのくらいの割合が贈与に相当するかを計算し、贈与に相当する額を計上する形に変わります。これは 2014 年に DAC で決まった話でそれがようやく具体化するということで長年の作業ではあるんですけれども、これによって日本の協力がより正当にといえますか、高く評価されるということになります。昔は長年経って戻ってきたものがごそっと引かれているわけですが、そういう計算がなくなりますので、現在の協力の実態がより正確に分かるということになるのでありがたいことだと思います。この話については去年 2017 年度版、2017 年—2018 年の開発協力白書にも 1 ページもうけて広報はしているんですけれども、今回のことを含めて、変更についてはしっかり理解を深めるような取り組みをしていきたいと思っています。近々日本の支援の割合がぐんと上がって、順位も上がる感じです。それが一点目です。

次に民間セクターツールについてです。これは民間向けの資金をどういうふうに ODA のなかで計算していくのかということについては、議論した結果なかなか難しい問題で、合意はされませんでした。日本としては民間セクターツールを触媒として民間資金を動員するというのはすごく大事な話だと思っています。この貢献が適切な形で ODA に反映されるべきということで議論に参加してきましたが、なかなか合意できず、今回は従来通りの計算方法でいくということで引き続きやりましょうということで去年の 12 月に合意されたということでございます。

次に 3 点目 TOSSD 、持続可能な開発のための公的総支援ということで、これは 2015 年頃からこういう検討を進めていくという話が出ていて、2017 年にタスクフォースが立ち上がりまして、日本が入る形でこれまで議論してきました。今回も DAC のシニア・レベル会合でも議論されたのですが、日本としては ODA でない資金もカウントされる形で開発協力の資金フローを捉えるということについては有意義だと考えていますが、その際には国連だとか途上国の側の協力を得ることが大事だと考えています。新たに統計を集計しなければいけないというのは大変で、途上国の能力の問題もあるので、途上国や国連の統計関係部局を巻き込んでいく必要があり、拙速に走ってしまっても有用なものはないと感じております。先ほど申し上げましたとおり、TOSSD タスクフォースに入って前向きに検討していますが、課題もまだあるというのが現状だと思います。

アンタイド化について、一言で申し上げますと、日本のせいで議論が遅れたとか、合意が遅れたということとはございません。日本は議論の過程ではタイド援助の肯定的な側面、例えばタイド援助にすると納税者の理解が得やすいとか、そうするとより多くの資金を動員しやすいとか、そういうタイド援助のメリットもあると思います。デメリットについて

の指摘も承知しています。メリットとデメリットをどういうふうにバランスをとって議論するかということも大事だと思いますし、そのことを会議の場でも提起しています国際的な議論の場では言うべきことはしっかりと言いながら、先進国、いろんな国の考え、他アクターの理解も得て進めていきたいと思っています。

DAC の対日ピア・レビューがまもなくあるということでしたが、日本はアンタイド化勧告に沿った形で ODA を実施していると考えております。ODA のアンタイド化について日本は過去 2013 年で 99.8%、2014 年が 100%、2015 年が 99.6%、2016 年が 96.2%、ちなみに DAC 諸国のこのアンタイド化勧告のアンタイド化率の平均は 88.3%です。日本としてはアンタイド化勧告も真摯に受け止めて勧告に沿った形で取り組んでおりますので、この点についても誤解のないように今後ともしっかり説明をしていきたいと思っています。

最後にシニア・レベル会合の報告ですが、現地からの報告を受けています。これは市民社会の代表も会合全部に出たということで、そちらにも報告が行っているかもしれませんし、市民社会の代表の方が発言をされていると聞いております。議題は DAC の将来像、人道・開発・平和の連携、性的搾取虐待対策、TOSSD、革新的資金調達はこの 5 つで、日本がどういう立場をとったかを簡潔に言うと、将来像については新興ドナーの関与の重要性について指摘をしました。人道・開発・平和については勧告が承認されこれに参加しました。性的搾取虐待については、これはイギリスとオランダが熱心に取り組んでいて、日本もしっかりと議論に参加していく。TOSSD については今申し上げたとおり国連の協力、途上国の課題についても大事だというふうに考えています。最後、革新的な資金調達については国際連帯税、ローン、PSI の有用性について発言しました。こういう形で日本としても日本が途上国の開発援助をいろいろしていますので、いろんな国が参加するなかで、日本としての付加価値を出すという議論に参加していますので、日本の市民社会ともそうした立場についてしっかり情報共有、立場の共有をしたうえで誤解を受けないように、むしろ日本の市民社会を通じて他の欧米諸国の市民社会にも理解が得られるようにコミュニケーションしていきたいと思っています。以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

はい。紀谷参事官、ありがとうございました。それでは、これにつきまして、高柳さんから。

●高柳（国際協力NGOセンター 政策アドバイザー）

本当に丁寧なお答えををしていただいたことをまず感謝申し上げますし、この点につきましてはこれからも密に情報交換できたらいいかなと思います。一つだけ気になったことですけれども、私が OECD の Development Finance Data から引っ張ってきたデータによりますと、確かに紀谷参事官が仰ったように、LDCs 向けのアンタイド化率ってのはもう 99 点何パーセントなんですけど、全体についてみるとこれは OECD の Development Finance Data Table 23 というところなんですけど、Untied が 82.6、Partially Untied 1.6、Tied 4.6 で、ここがどうしてそうなるのか分からないのですが、Not reported というのか 11.4 もある

ということで、Not reported をひくと 94%くらいになるというふうな数字がでてるので、ちょっとこらへん今日は事実関係としてはあれですけども、お互いの統計の読み方とか、あるいは違う年度サイクルで統計をとっているということもあるかもしれませんので、そのあたりも含めてこれから共通認識を作っていく必要があるかなというふうに思います。で他の問題につきましてもいろいろ、性的搾取の話は NGO の側でも昨年オックスファム・インターナショナルでも大きな問題になったことでもありますし、その他新興ドナーをどう巻き込んでいくのかという点は私たち CSO が活動現場になっている国でも新興ドナーになっている国があるわけですから、あるいは新興ドナーの影響を非常に大きく受けている国の市民社会からはどんな声が上がっているのかという話しについてもお互いに情報交換できることだと思いますので、やっぱり新興ドナーが出てきているということが一連の動きの大きな背景だと思いますので、この点についても今後意見交換をしていきたいなと思います。時間がないので私はこれでやめて CSO の仲間にマイクは譲りたいと思います。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。マイクを回してください。

●神田（東京・垂井 理事）

はい。何度もすみません。岐阜からきました神田です。この議論をこのタイミングで喚起してくださいました高柳さんや紀谷参事官に感謝いたします。2点あるんですけども、一つは OOF についての言及がございました。OOF については従来この協議の場では扱わずにというふうになってきました。で、日本の OOF の諸問題についてはどちらかというと NGO は財務省協議の方で議論しているという傾向がございます。ただ大枠の政策というなかではやはりここでも議論していく必要があるのかなと思いながら聞いてはおりました。DAC との関連事項については継続して議論の俎上に上げてもらいたいなというのが一点でございます。もう一点はタイドにつきまして従来から外務省の立場といたしますか、日本の社会のサポートを得るためにはある程度タイドを推し進めなければならないというスタンスをずっと取り続けているというのは私自身感じています。私自身30年以上こういったことに関わっていて、随分そういった立場というのは変わらないというのがあるのですが、だれがそれを押しているのかということかというと、これによって利益を得られる人たちの大きな声、端的にいいますと経済界の声がやはり強いプレッシャーになって政府の側でもこれは大事だろという判断になっているんだろうと感じてはおります。一方で高柳さんの問題提起にもありましたけれども、こういったことに対して多くの人に知られていないという現実、事実がございます。広くこのことが知られていたらタイドがいいということがはたしてマジョリティなのかどうかということとは分からないというのが現状だろうと思います。とりわけ SDGs を推進する現今の情勢からいいますと、若い人たちの視点というのは案外広いところに向けられているというのがあって、日本の利益のための ODA、まあ利益のためと言っては言いすぎかもしれませんが、日本への還流を前提として ODA というのに対してはもう少し丁寧な議論をしていく必要があろうかと思っております。

是非こうした DAC のピア・レビューが入ることをきっかけとして改めてこうした議論を継続していただきたいということで私の方からコメントさせていただきます。ありがとうございます。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

はい。NGO側からご意見をいただいて、それから外務省にお返しして、ご回答いただこうと思います。

●高橋（日本国際ボランティアセンター 政策提言アドバイザー）

日本国際ボランティアセンターの高橋です。開発協力適正会議のメンバー、委員もさせていただいています。8 年くらいやってきました。その観点からちょっとお聞きしたいのですけれども、統計が変わって、計算方式が変われば、多分日本の追い風になるかと思います。実際、先日の適正会議のなかでもインフラ需要の話が出ていて、「質の良いインフラ」というものを考えよう、今後のインフラ需要が 8,190 億ドルぐらいあると見込まれているということでした。まずは日本が良い事例を示していこう、そこを押していこうという議論だったかと思います。その意味で、今回円借款などのカウントの仕方が変わってくるとするのは日本にとって追い風になるでしょう。他方で、適正会議での議論を踏まえて言うと、今タイドとの関係という議論もありましたが、そのメリット、デメリットをどういふふうに客観的に評価していくかというメカニズムがはたして日本にちゃんとあるのかということが甚だ疑問です。環境ガイドラインの話もありましたが、この運用という課題ももちろんありますけども、マイナス部分や予期せぬ負の影響も含めてきちんと報告するということがまだ不十分だと思います。この大きな資金に対しての新しい動きに対して日本がいい対応をしているとキチンと言えるようになるためには、そのメカニズムを整えていく必要があると思います。また別の場で議論させていただこうと思っていますけれども、今日の時点で紀谷さんの方からこの点を活用していきたいとか、この辺を改善していきたいというお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

少し待ってください。時間が過ぎていきますので、短く話していただけますか。

●垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

言論と表現の自由を守る会の垣内でございます。一点質問させてください。今国会では統計不正のことが大問題になっています。日本は国連の統計機関のアジア選出の理事をやっていますね。ですからこのODAの関係でも不正があるのかないのかについてちゃんとチェックが入っているのでしょうか。そして、国会でも国連機関での日本政府の立場ということについては一切質疑が行われてないものですから。その点でなにか紀谷さんの方で情報をお持ちでしたらご報告いただきたいと思います。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

すみませんが、時間が押しておりますので、この3名の方で質問の方は切らせていただきます。それでは3名の方の質問を受けて、紀谷参事官、何かありましたら、お願いします。

●紀谷（外務省国際協力局参事官／NGO担当大使）

まず Other Official Flow についても議論に乗せるべきだということについて、ODA に関する議論の場ですけれども、広く開発協力、開発協力活動ですし、開発協力大綱になりましたし、そういう観点から開発協力政策について広く議論する場であるというのはそのとおりでございます。そのうえで個別の、財務省さんの方が詳しい面もありますので、技術論になる場合は財務省の方が適当かもしれません。タイドについて誰が押すか、日本の経済界がという話がありましたけれども、日本の経済界というのは、たぶん日本の世論についても日本の企業がちゃんとウィン・ウィンの関係でいかにメリットがある形で活動していくべきという方もいるかもしれませんし、そこはまったく関係ないという人もいるかもしれませんし、そこはいろんな議論があっていい。この関係で言いますと NGO 連携無償についても、私これとっても有意義なものだと思うんですね。日本国民にとってメリットがあるし、いろいろ学べる。しかし、他の人からみると、いや、これは非効率でいらぬのだという見方もあり得る。草の根の支援だから先方へのインパクトがあるということもあるでしょうし、あるいはいろんな方を巻き込むことで必ずしも専門性のない方も巻き込むことによるメリットとデメリットというのもあるかと思います。例えば日本企業の関与ということも、日本企業も日本人ですので、企業の方が ODA の一環として出て行くことによって理解が深まる、これは大事だと思うこともあるかもしれません。国益とか日本の利益は誰の利益なのかということについては、仰るとおりより多くの人に知っていただいて議論をした上で、なるべく多くの方の支持が得られる形で進めていかないとやっぱり ODA も増えていかないし、今ほぼ横ばいですけれども、私としてはいろんな国民、企業もそうですし、NGO もそうですし、いろんな日本の強いところを活かしながら日本のノウハウ、知見を支援に生かすことで先方にとってもインパクトがあり日本にとってもメリットがあるウィン・ウィンで、それによって多くの人たちの支持を得て、少しでも多くの貢献ができるようになればいいなと思っています。難しい課題ですけれども、皆さんの協力を得ながら取り組んでいきたいと思っています。

あと適正会議についてですが、具体的な議論を踏まえてお答えしたほうがいいと思いますけれども、大きな資金を扱うものについては適正会議も含めていろんな枠組みがあり、そこで疑問なり質問なりがあれば問題提起をいただければありがたいと思います。またもしそういう議論をフォローしていて、こういう点は改善できるのではないかということがありましたら、こういう場も含めて問題提起をいただけましたらそちらにフィードバックしていく。ここはまさに ODA 政策に関する NGO と外務省の対話の場ですから、こういう場でも議論できると思いますので、具体的に言っていただければ具体的にお答えできると思います。

最後に統計について、手元に事実関係ありませんのでこの場ではお答えできませんけれども、もし必要でしたら確認してお答えしたいと思います。以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

はい、紀谷参事官、ありがとうございました。時間を回っておりますので、これくらいでこの議題については終わりたいと思います。高柳さんの方からこの議題については継続して協議したいという意見もありましたし、関心の高いアンタイド化の問題に関してはNGOの方でも20年くらい前から議論をしているテーマでもありますので、引き続き協議を継続していただければと思います。

司会の不適際で4時を回ってしまいましたが、最後に閉会のご挨拶を紀谷参事官にお願いしたいと思います。

●紀谷（外務省国際協力局参事官／NGO担当大使）

閉会に入る前に、先ほどの議論の流れで、時間の関係で発言を控えていたのですが、プロサバンナについてこれまでやり取りをする中で、我々としてはご質問に対して誠実に丁寧にお答えをしたいと思っておりましたし、前回も丁寧に答えて行く中で、25分間の割り当ての時間の中で20分間かかってしまったということについて、それは残念だというご連絡を受けました。それについては我々としては丁寧にお答えしたいということでお話ししたつもりです。これからやり取りをする際には、それぞれの議題が大事だと思いますので、私も可能な限り全部に同席してお答えすべきものはしたいと思っておりませんが、割り当て時間内にそれぞれの議題が納まるように、今後ともご協力いただければありがたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

最後に閉会ということで、今回、議論でも改めて感じましたけれども、これまで幾度かこの場でお話しした内容ですが、日本の政府の側でODA、開発問題に取り組むうえで、NGOの方との連携は大事だと思っております。この機会に私自身考えてきたことを問題提起させていただきたいと思います。

お手元に一枚資料をお配りしていると思いますが、一つ痛感するのはODAを使う場合にはやはり国益、国民の利益になると説明できないとODAは使えないという制約がございます。ただ、国益が何かを決めるのは国民であって、選挙を通じて、また広報を通じて、ODAを使って支援する際の内容も決まって来ると思います。ODAが、日本がより効果的に、より多くの資金を動員しながら取り組んでいくうえで、ぜひこの開発問題についてより多くの人たちに理解を深めていただくことで、我々が取り組んでいる開発が幅広い意味での国益に資するというふうに理解をいただいて、それができればいいなと思っております。そういうことを考えているということをお伝えしたいと思いました。

これから、政策協議会の場合、他の場を通じてNGOの方と政府との連携を深めてまいりたいと思います。以上です。本日はどうもありがとうございました。

ホストになっていただきました横浜NGOネットワークの皆様、どうもありがとうございます。会場をご提供いただいたJICA横浜センターの皆様、今回企画を担当された皆さん、今後ともご協力をお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

はい。紀谷参事官の閉会の挨拶でした。どうもありがとうございました。これを持ちま

して、第3回ODA政策協議会を終わりたいと思います。